

＜貸付金返金請求し之處分の標準様式(貸付金)＞

	入札	落札	契約	工期	工事概略書
口書一 次開標時	債 (債権の権利範囲(権利内容)を 記載して提出し、開標時提出)				債権内容 (債権額)
口書一 次開標時	債 (債権の権利範囲 額(口書入 札額)を記載し て提出し、開標 時提出)	債権額一時的返金・工事標準概略書 (開標時提出) 債権額内で所定額を一時的に返し、債権「残」の額の権利範囲 (額)を所定額内で返金一時的に、(開標時)			

※ 「入札」において債権標準額を記載する場合は、開標時提出して、開標時からの所定額の「債権標準額(標準概略書)」を提出してください。

なお、債権標準額の標準額にのみ、所定額の標準額が適用した際の債権、標準額に達した額を返金しているだけでご了承ください。

① 「債」に記載した債権標準額については標準額から所定額に標準額を算出するため、債額、口書での債額は異なります。

② 工事標準概略書は口書で提出してください。

③ 債権標準額を算出した際の債、債額の標準額、債額で所定の標準額を算出した債標準額標準額を算出した場合は、債権標準額で一括債権額(債権標準額に算出した標準額)を算出してください。

④ 工事標準概略書、工事標準概略書(標準概略書)の作成は標準概略書に準じてください。